
規 則

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成26年高知県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規 則

◎ 高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則